

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 岸本町及び手間村の人口
- 町村の廢置分合(会見町)
- ” ” (大栄町)
- ” ” (倉吉市)

告示

鳥取県告示第百八十九号

昭和三十年三月三十一日設置された西伯郡岸本町及びその設置に伴い境界変更があつた西伯郡手間村の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第二号の規定による人口は、それぞれ次のとおりである。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

岸本町 六、七〇三人
手間村 二、六八六八人

鳥取県告示第百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、昭和三十年四月二十五日から、西伯郡手間村及び賀野村を廢し、その区域をもつて新たに会見町を置く。

なお、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項の規定による会見町の人口は、四、八五〇人である。

昭和三十年四月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、昭和三十年五月一日から東伯郡大誠村

